

## 自治退当面の活動方針（2025年度）（案）

### はじめに

#### 社会・経済の変化に対応する社会保障に

市民と行政が長い時間かけて作り上げ維持してきた社会保障制度は、その時代に作り出した富をすべての人の暮らしに成り立つよう社会的に再分配する仕組みです。日本は2040年頃まで高齢者が増え続けて、人類が経験したことのない高齢者比率をもち、働き手が減少する国に急変しつつあります。持続可能な経済・財政、子ども・子育て支援と健全な雇用創出のどれが欠けても私たちと子・孫・ひ孫世代の生活は困難を迎えます。私たちは、社会化された仕組みによる再分配を基本に置いて社会保障の機能強化を図り、能力に応じた負担、必要に応じた給付を実現するために知恵と力を出し合います。

#### 世界の平和と人権・民主主義

世界各地に人としての尊厳を否定する強権国家が増え、民主主義を求めるその国の国民や少数民族を抑圧しています。指標にもよりますが、世界人口の7割を超える人々が「独裁」に分類される国に住むとさえ言われます。

ロシア・プーチン政権は国連安保理常任理事国でありながら2022年2月に一方的にウクライナに軍事侵攻を始め今も継続しています。これはかつてアメリカがベトナムをはじめとする国々で独善的軍事力行使を行ったことと同様に、許しがたい暴挙です。

また、2023年10月のパレスチナ・ハマスによるイスラエルへの奇襲攻撃に端を発し、それに対するイスラエルの激烈な報復軍事行動は非戦闘員の市民、特に多くの子どもの命を奪っています。人道上の危機です、一日も早い停戦が求められます。

人の尊厳が守られる地球を作るために、個人・地域・企業・国家それぞれが国境を越えて連帯して、具体的行動を強めましょう。

#### 地球環境変動を防ぎ、感染症に耐えうる社会に

この数年世界は相次ぐ自然災害とコロナ禍で社会と経済が痛めつけられてきました。人類は、限りある地球資源を大切に使い再生させながら他の生物と共に、自然と共生

する中でしか生き続けられません。

しかし、産業革命以降に人類が化石燃料を燃やして放出してきたCO<sub>2</sub>は地球史的には極めて短時間で気温上昇をもたらし、全世界で気候変動による災害を惹き起こしています。「先進国」が資源を収奪し、地球環境を破壊し、発展途上国・地域に矛盾・汚染を転嫁することで成り立ってきた経済は既に限界を超えて、もう続けられないところまで来ています。

また、新感染症の多くは、人類が惹き起こした自然環境の変化により人と病原体との新たな接触が生まれたことに原因があると言われます。加えて今次コロナ禍は各國・地域の公衆衛生システム整備の遅れと、感染症に対応する公的機関・資源の不足が被害を大きくしました。地球環境変動・気候危機をせき止め、感染症に耐えうる社会、人の尊厳が守られる地球を作るために、個人・地域・企業・国家それぞれが国境を越えて連帯して、具体的行動を強めましょう。

### 社会保障と民主主義を破壊する政権の暴走を許さない

かつて安倍・菅政権は一貫して「今だけ・金だけ・自分だけ」を物差しに、「公平・応分の負担」の名の下、国民の自己責任モデルに基づいた社会保障削減・負担増政策を強行し続けてきました。選挙前には見せかけの低姿勢を装い、選挙後には強権的に社会保障を抑制し国家主義への回帰をめざす反動諸立法の強行を繰り返していました。

また、安倍氏が選んだ黒田日銀に国債と株の大量買い支えを続けさせ、深刻な金融危機の種をまいてきました。植田日銀総裁が今後どのような政策をとるにせよ、その過程では蓄積されたひずみによる大きな混乱が心配されます。

加えて「森友学園」「加計学園」「桜を見る会」等にみられる行政の私物化、組織的公文書改ざん・廃棄など、忖度による側近政治が横行し、今に至るも事実解明とは正はなされていません。

戦後の長い間の保守政権でさえ、まがりなりにも維持してきた民主的合意形成の配慮、節度は安倍・菅自公政権からは失われてきました。

2021年10月に岸田政権が発足し、その下で実施された総選挙では、自民党が単独絶対安定多数を獲得、与党と改憲に積極的な維新と合計すれば改憲発議に必要な3分の2を大きく超える結果になりました。岸田氏は自民党総裁選の過程では安倍・菅政権とはやや異なる主張もしましたが、政権に就いた後は安倍・菅氏でさえ踏み出さなかった軍事費倍増を打ち出し、原発の新增設・再稼働・使用期間延長などを既成事実化しようとしています。

私たちは、市民の生活基盤である社会保障の機能強化を求めます。私たちは、日本を戦争する国に転換されることを拒否します。改憲策動、強権支配社会を許さず、人

権・民主的合意に基づく節度ある社会を求める。

## 1. 社会保障の充実・公正な税制をめざします

私たちは、社会保障の充実と公正な税制について次のことを求めて活動します。

- (1) 日本で生活する全ての人に憲法第25条に定める生存権を保障する。
- (2) 社会保障の基盤をなす雇用・賃金の改善と子育ての社会化・次世代育成支援施策を充実する。2024年6月の子ども・子育て支援法改正の結果、その事業に充てる財源の一部として2026年から医療保険の保険者が支援金を徴収して事業主体に納付することとされた。今後、実効性のある施策とするための主張、それに要する財源確保の在り方、低所得者への配慮、等について引き続き主張していく。
- (3) 社会保障の財源を恒常的に国債依存することをやめ、基幹三税を軸とする適切な税負担と、能力に応じた社会保険料負担により確保する。
- (4) 社会保険諸制度の応能負担は保険料算定期階のものとし、給付を受ける段階では低所得者に対する配慮を前提に、自己負担割合に差を設けない制度とする。負担割合差が残っている間にそれを改定する時は、当事者が給付の断念に追い込まれない負担水準とし、当事者・国会等関係者と十分に協議し合意を得る。
- (5) 生活できる所得を保障する水準で、かつ将来にわたって安定した年金制度とする。2025年制度改定にむけては現受給者の年金を守るとともに将来の年金受給世代が貧困に陥らない年金水準を確保できることを念頭に「短時間労働者の被用者年金保険加入拡大」「基礎年金保険料拠出期間延長」「年金積立金の適切な管理・運用」「マクロ経済スライド適用」など、退職者連合要求の実現をめざして取り組む。  
\* なお、2024年財政検証でオプション試算される「マクロ経済スライドの調整期間の一一致」は試算された他の事項が実現した後に検討すべきと主張する
- (6) 医療・介護が切れ目なく連携したサービス提供体制として地域の実情に合わせた包括的ケアネットワークを整備する。
- (7) 必要な時十分な医療を受けられる公的国民皆保険制度を維持発展させるとともに、質の高い持続可能な医療提供体制を整備する。
- (8) 感染症に対応できる公衆衛生システムを整備充実するとともにそれを担う人材の育成・確保を図る。

- (9) 人間の尊厳を守り、介護の社会化を実現する介護保険制度を発展させる。被介護者・介護者双方の権利を保障する制度とする。直面する制度改定にむけては「被保険者拡大」「介護労働者待遇改善」「被介護者・介護者の権利保障」「認知症対策基本法の履行」「在宅生活支援サービス充実」「2024年度報酬改定で引き下げられた訪問介護の基本報酬は次期改定を待たず速やかに復元改善」など退職者連合要求の実現をめざして取り組む。
- (10) 健康で文化的な生活を保障するに足る生活保護基準とし、申請者・受給者の権利を尊重する法運用をする。
- (11) 住まいの保障を社会保障の一環に位置づけ、生存権の一つとしての居住権を確立する。
- (12) 個人情報のデジタルシステム化に当たっては次のことを大前提とする。
- ① 集積された情報は社会保障制度のサービス向上・運営の効率化のためにのみ利活用し、国民監視・統制、営利目的に利用しない。
  - ② 本人の自己情報コントロール権を保障する。
  - ③ 外部からの侵入・改ざんを防止する。
  - ④ 顔認証を伴うマイナンバーカードの取得強要を行わない。  
カードの取得強要そのものであるカードの健康保険証化は撤回する。
  - ⑤ 「デジタル社会形成を目指す関連諸法」を根本的に見直す。
- (13) 税 制
- ① 高額所得者を優遇する消費税軽減税率を廃止し、最低限の基礎的消費にかかる消費税負担分を給付する「消費税還付制度」または「給付付き税額控除」を導入する。
  - ② 個人所得税は金融所得を含む総合課税とし、所得を正確に反映した課税とする。
  - ③ 居住地主義の住民税を歪め、寄付控除の趣旨に反して返礼品の仲介市場を肥大させ、収税の地域格差を拡大させる「ふるさと納税」の廃止をめざす。
  - ④ コロナ禍対策を含む途上国の貧困・疾病・格差解消等に充てる財源として国際間の金融取引等に課税する国際連帯税を創設する。
- (14) 社会保障と防衛費  
社会保障財源を圧迫することに直結する防衛費倍増方針を撤回する。
- 以上の課題を実現するための統一要求は、厚生労働大臣・財務大臣・国土交通大臣等に対しては退職者連合要求に統一し、総務大臣に対する地公退統一要求を付加して全体要求とします。

<2024年度政策・制度要求（退職者連合）> 別添1

<2024年度地公退統一要求> 別添2

## 説明資料　社会保障制度・税制の経過と情勢

### (1) 社会保障と政権

安倍・菅政権は、経済財政諮問会議・規制改革推進会議、全世代型社会保障検討会議などを用いて社会保障抑制政策を続けてきた。その結果、社会的・経済的格差が拡大するとともに国内の消費不足をもたらし、少子化・人口減少が進行し、公的債務が拡大し続け、経済は低迷している。

他方、これまで蓄積してきた社会保障の理念と制度・財政は、政権によって一部蝕まれつつあるとはいえ、市民の財産として私たちの生活の基盤であり続けており、その機能強化が不可欠である。

岸田政権の下で改組・発足した「全世代型社会保障構築会議」とその下部機構である「公的価格評価検討委員会」は、安倍・菅時代と異なり、社会的再分配を重視する意見を持つ構成員が増え、発足早々看護・介護・障害福祉・保育・幼児教育等の従事者の待遇改善を提言するなど新たな動向を示した。現在の政府・諸審議会内には社会的再分配推進論と安倍・菅時代から続く市場原理主義の両論が併存していることを認識して、可能性を否定せずかつ幻想は持たず、要求実現に結び付ける取り組みを進めねばならない。

### (2) 雇用・子ども子育て

私たちは子や孫・ひ孫に安定した生活とそれを支える社会保障諸制度を引き継ぎたいと願っている。また私たち高齢者の社会保障給付財源の多くは現役労働者からの社会化された仕送りで支えられており、現役労働者の雇用と賃金が給付水準を決めている。

私たちは、現役世代の健全な雇用拡大と、更に次の社会を担う子ども子育て支援策充実のため、退職者として可能な方法で連帶する。24年6月に可決成立した改正「子ども・子育て支援法」により支援金新設が決定され、その徴収は医療保険の保険者が賦課徴収して事業主体に納付する仕組みとされた。

支援金は、何よりその使途・事業内容が子ども本位で適切であることが必要である。

また、新たな施策であり新たな負担が生じるため、低所得者に対する配慮が必要になる。これらの課題解決を含めて、引き続き取り組む必要がある。

なお、①支援金は事業主負担が組み込まれている（法人税を納稅していない事業主を含む）、②支援金は、医療保険の保険者を介して賦課徴収されるが、制度と収支は医療保険と分離されている（介護保険第2号被保険者の介護保険料と同じ）、などの制度設計とされているが、これを確実に履行させる必要がある。

### (3) 年 金

① 年金制度は退職者の経済的生活基盤であると同時に、消費を生み出し地域間

格差を埋めるいわば経済的灌漑装置でもある。

現在の年金制度は過去のセンセーショナルな「抜本改革」議論に決着をつけ、ほぼ安定性と信頼性をもって運営されている。今後も独善に基づく制度破壊・歪曲論は排除しなければならない。しかし、年金は社会・経済という海に浮かぶ船に例えられる制度である以上、海の安定が不可欠である。雇用改善、社会・経済の安定と一緒に年金制度の充実・改善を求める。

- ② 次期制度改定に向けて、2024年に財政検証が実施され、2025年に法案提出が予定されている。財政検証におけるオプション試算項目は翌年の制度改正案の項目と密接に連動してきた。2024年検証では2020年5月の法改定時に附則や付帯決議として示された宿題を整理して次の事項を中心に検討が進められた。

(2023年5月30日 第4回年金部会に提起：検討していくべき課題)

■ 総論的な事項

- ・ 公的年金の役割
- ・ 多様なライフコースに応じた年金の給付水準の示し方
- ・ 公的年金と私的年金の連携
- ・ 制度の周知、広報・年金教育

■ 現役期と年金制度の関わり

- ・ 被用者保険の適用拡大（勤労者皆保険）
- ・ 子育て支援等
- ・ 障害年金
- ・ 標準報酬月額の上限

■ 家族と年金制度の関わり

- ・ 遺族年金
- ・ 女性の就労の制約と指摘される制度等（いわゆる「年収の壁」等）
- ・ 第3号被保険者制度
- ・ 加給年金

■ その他の高齢期と年金制度の関わり

- ・ 高齢期の働き方（在職老齢年金制度等）
- ・ 基礎年金の拠出期間延長
- ・ マクロ経済スライドの調整機関の一致
- ・ 年金生活者支援給付金

- ③ その結果、次期制度改定の具体的メニューに当たる2024年財政検証時のオプション試算項目として次が提起されている。

(2024年4月16日 第14回年金部会に提起：オプション試算項目)

■ 被用者保険の更なる適用拡大

- ・ 被用者保険の適用対象となる、短時間労働者の企業規模要件や個人事業所における非適用業種の適用範囲を見直した場合
- ・ 賃金要件や労働時間要件等についても見直しを加え、一定程度働く被用者を全て被用者保険の適用対象とした場合

■ 基礎年金の拠出期間延長・給付増額

基礎年金の保険料拠出期間を現行の40年（20～60歳）から45年（20～65歳）に延長し、拠出期間が伸びた分に合わせて基礎年金が増額する仕組みとした場合

■ マクロ経済スライドの調整期間の一致

基礎年金（1階）と報酬比例部分（2階）に係るマクロ経済スライドの調整期間を一致させた場合

■ 在職老齢年金制度

就労し、一定以上の賃金を得ている65歳以上の老齢厚生年金受給者を対象に、当該老齢厚生年金の一部または全部の支給を停止する仕組み（在職老齢年金制度）の見直しを行った場合

■ 標準報酬月額の上限

厚生年金の標準報酬月額の上限（現行65万円）の見直しを行った場合

※ 上記のほか、マクロ経済スライドによる調整がフルに発動される仕組みとした場合（名目下限措置の撤廃）等についても試算を実施。

※ オプション試算を行う際には、法定の財政検証と比べて、マクロ経済スライドの調整期間がどう変わるか、受け取る年金水準（最終的な所得代替率）にどう影響が出るのか、が分かるよう示すこととする。

今次試算項目には、2020年法改定時に私たちが要求したが実現しなかった「短時間労働者の加入拡大」「基礎年金について給付金額の1/2国庫負担に必要な財源を確保して、保険料拠出期間を45年に延長」、「著しい短時間労働、または低賃金で通常の被用者年金の適用が難しい者について事業主のみが保険料を負担し、受け取る年金額は半分という仕組み（ハーフ年金）」導入などが挙げられており、いずれも今次検討を通じて実現を求める。また前回2019年試算終了後に追加試算された「基礎年金と厚生年金のマクロ経済スライド調整期間の一致」が再掲されている。これについてはプログラム法の未実施項目の改定の後に検討すべきだと主張する。

このほかに他より低いトーンで「マクロ経済スライドの名目下限見直し」が

試算項目に挙げられている。この制度は、将来受給世代の年金水準の低下を防ぐため現受給世代への給付を一定期間抑制する趣旨で作られた。これについては「現受給者の年金を守るとともに将来の年金受給者が貧困に陥らない年金額水準を確保できることを重視して関係者と協議する」という退連要求を基礎に今後の政府の提起を注視し討議を深める。

- ④ 社会保障審議会・年金部会は、25年の年金制度改革に向けた検討事項の一つとして、「遺族年金・いわゆる年収の壁・第3号被保険者制度・加給年金」等を内容とする「家族と年金制度の関わり」を取り上げた。

このうち、遺族年金・第3号被保険者制度については、制度創設の検討過程において既に「性別に基づく固定観念（ジェンダーバイアス）を強化する」との批判があり、今まで女性の多様なライフスタイルの選択や就労を阻害する社会インフラとして機能してきた。

また、いわゆる「年収の壁」は結果として事業主が社会保険料負担を免れる方策として機能しており、低賃金女性労働者の供給源となってきた。

今次年金制度改革がジェンダーバイアス是正につながるよう、政府に対して速やかに体系性をもった制度改革をするよう求める。

- ⑤ 厚生年金積立金を運用するGPIF（年金積立金管理運営独立行政法人）は、日銀に次いで国内株式発行額を保有している巨大な機関投資家である。GPIFと積立金の一部独自運用を行っている共済組合の任務は、法が定める被保険者の利益のために、署名済の「責任投資原則」に基づき、長期的視点で運用目標を達成することである。

かつて2013年に閣議決定された「日本再興戦略」では塩崎厚労大臣の政治的思惑によって年金積立金のリスク性資産への投資拡大、アクティブ運用が盛り込まれた。その後関係者の努力で塩崎大臣の策動は斥けられたが、今も政権・与党議員の一部には、その再現を目論むものもいる。被保険者の利益を守り社会的責任を果たすよう、絶えず積立金運用を見守る必要がある。

#### (4) 地域包括ケアネットワーク、医療・介護保険

- ① 地域包括ケアネットワーク

日本は世界が体験したことのない高齢社会を迎える、分立してきた医療と介護が一体となって病院・施設・在宅の切れ目のないサービスに体系化した地域包括ケアのネットワークとして結び合わせることが不可欠になっている。

過去の安倍菅期の医療・介護に関する諸計画策定に当たってはサービス圧縮と負担増が繰り返し強調されてきた。現在進みつつある医療に関する構想・計画（2024年から2029年までの第8次医療計画など）と介護に関する諸計画（2024年から2026年までの第9期介護保険事業（支援）計画など）では医療介護総合確保推進法が求める「質の高い医療提供体制と医療介護連携」という共

通の目的に沿って運営されなければならない。

## ② 医療・介護保険における応能負担

医療・介護保険給付時の「応能負担」増が、政府の関係機関・政党から繰り返し提起されている。私たちは改めて「社会保障における応能負担は財源調達面に限るのであり、リスクに直面してニーズが顕在化し給付を受ける段階で自己負担率に差を設けることは社会保障の理念にそぐわない（1962年：社会保障制度審議会）」という考え方方に立ち返り、「応能負担は保険料算定段階のものとし、給付を受ける段階では低所得者に対する減免を前提に、自己負担割合に差を設けない制度とする」ことを基本に取り組む。

しかし、現行制度では医療・介護保険とも所得に応じて給付段階の負担割合が設定されていて、これを直ちに無くすことはできないため、給付段階の窓口負担割合のランク付けが存続している間は、“受診・受療・利用を断念せざるを得ない患者・利用者を生まない負担水準にとどめること” “負担割合を変更しようとする場合は政令に委ねられている事項であっても当事者・国会等と十分に協議し合意を得ること”を求める。

後期高齢者医療制度の前回改定では、支援金（現役医療保険から後期高齢者医療制度に対する仕送り）の増加を嫌う経営者団体が主張する「患者自己負担割合を1割から2割に引き上げる」ことが焦点になり、2021年の第204国会では「従来からの基準1割と現役並み所得者の3割との間に“一定以上所得のある者に新たに2割負担を導入”して3段階とする」法案が可決され、22年10月施行された。

また、これまで粗暴な制度論をかざしてきた維新が2024年3月に「医療制度の抜本改革（医療維新）に向けての政策提言書」を発表し高齢者医療の窓口負担を原則3割に引き上げるなど15ページにわたる提言を発表したことに留意する必要がある。

このほか介護保険についても市場原理主義者から「原則1割負担を2割に変更すべき、少なくとも現在の2割負担の対象を後期高齢者医療の2割負担と同じ所得階層（介護の現基準より低い所得者）まで広げる」ことが執拗に提起され続けている。

また現在、医療・介護の窓口負担割合を決める基準の大半は所得（フロー）とされているが、これに金融資産＝預貯金（ストック）を加えよという主張が続いている。しかし、この考え方を延長すれば所得と資産の双方で負担能力を計ることに行き着き、現役の健康保険・高齢者医療制度とも窓口負担割合のみならず、保険料負担も資産を勘案すべきことになる。その資産の把握に当たっては預貯金以外の保有現金・証券・貴金属・不動産・宝飾品・美術品・什器等換金性のある全ての資産を正確に把握して負担の基礎にしなければ公平性は保

てない。

また、被保険者のストックを負担の基礎にせよと主張するのであれば、企業の「内部留保」という資産も負担の基礎にすべきだという指摘もある。

“高齢者の預貯金残高は概して高い、それはマイナンバーを使って覗けるからそれを給付時負担に反映しよう”という安直な話は論外である。

### ③ コロナ禍と公衆衛生システム

我が国の公衆衛生行政はその最大テーマであった結核が戦後減少したことを契機に「医療の効率化」を口実にして「予め備える公衆衛生システム」を弱体化させてきた。この結果今次のコロナ禍に対してはシステムの不備、限られた予算・人員で立ち向かうことを余儀なくされた。

医療・保健・福祉従事者たちは、献身的に対策に従事したが、一時期は心身の限界を超えた従事者も報告された。他方、緊急施策として関係者が速やかな実施を期待した「持続化給付金」の支給事務等が、経産省主導で実体の曖昧な団体に委託され、電通・パソナなど癒着企業の中抜きを経て再々委託された。また、二人の経産省キャリア職員の給付金詐取が報じられた。これら、国民の期待、従事者の苦闘の対極で施策を食い物にした政・官・業一体の腐敗は記憶されねばならない。

コロナウイルスとの闘いは収束に向かっているが今後に備え、保健所や衛生研究所等の機能強化、人員や予算の確保を要求するとともに施策の体系性と優先順位を明らかにして取り組みを継続しなければならない。

### ④ 介護保険

#### ア 第9期介護保険事業（支援）計画

各自治体では、第9期介護保険事業（支援）計画（2024～2026年）の執行に入っている。介護保険制度は制度発足から24年目で、高齢人口増加と潜在需要の顕在化により、利用人員と給付費が急増しつつある。これは制度需要の大きさ・有効性を立証しているが、裏付ける財源の側面からはく保険料（50%）・公費（50%）>の増を意味する。この負担を嫌う財政当局、規制改革推進会議、経済財政諮問会議等は骨太方針とその工程表をもとにさらに抑制攻撃を強めると思われる。これをはね返して制度の機能強化とその財源確保を目指して取り組む。

#### イ 骨太改革工程が指摘した給付と負担の見直し7項目の到達点

2023年の介護保険部会では骨太改革工程が指摘した次の7項目が議論されたが、大半は継続協議とされた。給付抑制・負担増を求める委員は不満を表明した。

その後の検討で、下記7項目中 a. c. の2項目は決着し、他の5項目はさらに継続検討とされた。自治退は退避とともに b. d. e. f の4項目につい

て反対の取り組みを継続する。g.については制度の長期的安定のために「介護保険の被保険者は18歳未満を除く医療保険加入者全体に拡大する」との退連要求実現をめざす。

- a 第1号被保険者の保険料引き上げ：国の定める標準の多段階化、高所得者の引き上げ、低所得者の引き下げ等を内容とする改定が決まり、2024年4月から各自治体でスタート
- b 利用時負担増＝3割（現役なみ所得）・2割（一定以上所得）：共に2026年度までに検討し第10期介護保険事業計画期間の前までに結論
- c 多床室の室料負担増：2024年の第9期計画までに結論→2024年8月施行
- d ケアマネジメント有償化→2027年の第10期計画までに結論
- e 軽度者への生活援助サービス：第10期計画（2027年～2029年）開始前までに結論
- f 補足給付：引き続き検討
- g 被保険者・受給者範囲：引き続き検討

#### ウ 介護報酬の改定

第9期報酬改定は、全体として+1.59%で、うち0.98%が介護職員処遇改善にあてられた。

サービス給付改善や職員処遇改善を実施するためには介護報酬改善が不可欠だが、それは保険料の引き上げ・利用者の一部負担金にも反映する。現行の保険料負担者＜第1号被保険者（65歳以上）＋第2号被保険者（40～64歳）＞の負担力では限界があるため、負担と給付の見直しが再度検討対象になると思われる。

### ⑤ 医療保険

ア 各自治体では2024年から2029年までの第8次医療計画を策定してその実行に入っている。これまでの医療計画に基づく病床機能の分化・連携は、医療費を抑制する効率化が主目的化されてきたが、本来は医療介護総合確保推進法が求める「質の高い医療提供体制と医療・介護連携」をこそ目的に推進するべき

#### イ 2024年診療報酬改定

2024年6月改定の診療報酬本体は、職員賃金引き上げ2.5～2.0%を含み+0.88%、薬価△1%となった

ウ 2023年の第211通常国会では健康保険制度について次を内容とする11の関連東ね法案が提出され5月に可決された

- a 子育て世帯支援強化：出産育児一時金額を42万円から50万円に引き上げ、後期高齢者医療制度からも支援。産前産後期間の国保保険料免除
- b 高齢者医療制度：高齢者1人当たり保険料と現役世代1人当たり支援金

を同じ率の伸びに

- c 高齢者医療制度：保険料賦課限度額を66万円から80万円に引き上げ、所得割率の引き下げ

（b、cに関する激変緩和措置付き）

- d 前期高齢者の医療給付費負担における財政調整（納付金）算定で、現在の人頭割に一部報酬割を導入

- e かかりつけ医機能の定義を法定化・地域医療連携推進法人に個人立病院や介護事業所が参加できる仕組み導入

- エ 「現役なみ所得基準見直し」「負担への金融資産・金融所得の反映」は継続検討とされた

#### ⑥ 人材確保と「公的価格評価検討委員会」

看護師・障害福祉や介護・幼児教育に携わる者の賃金水準は他の職種に比して低く、これまで数次にわたる報酬加算で改善が図られてきたが十分ではなく私たちはその改善を求めてきた。

岸田政権は先述の「公的価格評価検討委員会」が提言した看護・介護・障害福祉・保育・幼児教育等の従事者の待遇改善について、先ず2021年度補正予算に計上、2022年秋には報酬改定で裏打ちをした。公的価格評価検討委員会は過去の報酬加算が経営者の方針によっては該当労働者に届かなかった事態を繰り返さないため、福祉職場人件費の可視化を中心にその対策を含めて議論している。この機会を逃さず可能な限り待遇改善を実現して人材確保を進めなければならない。

### （5）生活保護

#### ① 運用改善

厚労省はコロナ禍の最中である2020年末、ウェブサイトに「生活保護の申請は国民の権利です」と積極的な活用を呼び掛けるメッセージを掲載するとともに、各自治体に対して弾力的な要否判定を求める通知を発出した。年末年始に社会不安を起こさないための臨時の方策だったとみられるが、従前の脱法のおそれがあった保護申請水際拒否から一転して当然の法理を述べたこのメッセージは法の趣旨に適う妥当なものであった。コロナ禍への一時的対応にとどめず、定着させなければならない。

#### ② 基準切り下げ

政府は過去数次にわたって、5年周期で実施される全国消費実態調査データをもとに生活扶助基準を検証し、「低所得階層」の所得が下がったことを理由に切り下げを繰り返してきた。この方式が踏襲されれば、今後も同様の手法で基準切り下げが危惧される。憲法が求める健康で文化的な生活と相いれない「劣等待遇原則」の考え方で社会保障給付費の約3%に過ぎない保護費をこれ

以上切り下げさせてはならない。

#### (6) 住まいの保障

多くの国で社会保障の一環に位置付けられてきた「住宅」は、我が国では戦後の持ち家政策基軸の下で市場に委ねられてきた。その結果居住の貧困・格差が深刻化する一方、地域によっては空き家の急増が社会問題化している。憲法による生存権保障の一環として居住権を保障して、人々が適切な価格・広さ・場所の住宅を得られる施策体系を求める。

高齢者の安心な住まいの確保のため、①公営住宅、②住宅セーフティネット制度、③入居・居住継続に関する地域居住支援事業・居住支援協議会・地域支援事業等の関係法・制度を総合して、当事者本位で問題を解決できる身元保証・相談・支援・情報提供の施策を求める。

#### (7) デジタル化

道具は使う者の目的と使い方で凶器にも利器にもなる。

2020年9月に作業を開始し第204国会に提案された「デジタル社会形成をめざす関連諸法」は衆参両院で多数の付帯決議を付け、慌ただしく可決された。

(DX=Digital Transformation : Xは英語圏でのTransの略記)

集積される個人情報が正しく管理され社会保障制度運営の効率化・サービス向上に用いられるなら市民生活に役立つ。その場合でも貧富の差により生じる情報端末・機器入手・操作する機会の格差、加齢や障害などによるシステムからの排除があると深刻な権利侵害がひき起こされる。しかし自公政権の主目的は特定秘密保護法・共謀罪法等とリンクさせて国家権力による国民の監視・統制に用いることにあると思われ、進行すれば個人・団体の思想・行動・人のつながり全てをデジタルで瞬時に把握できる恐怖社会を招く。

また、法はその目的に「国際競争力を高める」ことをうたっており、集積された個人情報を営利事業者に利用させて新産業を起こすことも目指している。個人情報について、自己情報コントロール権と自治体の独自性を否定し、国家目標と企業利潤のために集積情報を自由に利用することは許せない。

デジタルシステム管理者は、悪意ある「侵入・改ざん・さらし」や事故に対して最大限の防御をすべきことは当然だが、最先進国の軍事システムでさえ侵入事例が報告されているように国内外からの攻撃や災害に対して完全な防御は至難である。共通指標で作られた一極集中の巨大システムは個人と社会を重大な危険にさらす。また、顔認証を伴うマイナンバーカードの取得強要に向かっているが、法には顔認証の使途を規制する条文はない。国際基準から大きく遅れた内容でコロナ禍の混乱のなかで制定された法は根本的に見直すべきである。

#### (8) マイナンバー制度とカード

「税・社会保障共通番号」法により、2015年10月からマイナンバーが各人に通

知された後、申請した市民に個人番号カードが交付されている。2016年1月からは社会保障・税・災害対策手続きに番号利用が開始された。2017年から国の行政機関の間や自治体を含めた情報の連携、2018年からは銀行預金への適用（マイナンバー届出は任意）が開始された。

政府とその関係機関が収集した個人情報は厳格に保護されなければならず、犯罪者の攻撃に備えた侵入・漏えい防止のための体制とルールが確立されていなければならない。

これまで私たちは「マイナンバー」について、国民統治を優先する現政権下では、個人情報保護が軽視されることを指摘し、マイナンバーの機能拡大は抑制的に取り扱うべきと主張してきた。

政府は2020年にコロナ対策特別定額給付金支給手続きにマイナンバーカードを利用することで取得拡大を目論んだが、危惧した通り実務で大混乱となり、皮肉にも最も国民生活に必要な危機管理の場面で機能しないという失態を演じた。

2021年からマイナンバーカードに健保証機能を追加したが、患者・医療機関双方とも低い利用にとどまっている。こうした諸前提の整備を欠いたまま内閣は河野担当大臣主導で唐突に211国会に「2024年秋までに健康保険証を廃止してマイナンバーカードに切り替える」法案を提出し可決された。

ポイントで釣る方法でも、住基カード廃止・パスポートから住所欄を削って国内での身分証明機能を失わせる方法でも、カード取得者が政府の思惑より伸びないため、健康保険を質にとるという卑劣な手口である。退職者連合は、自治体議会に対し政府あてに“混乱を招く強行を避ける”意見書を採択するよう取り組んだ。

資産・所得・消費・移動の記録、医療情報までも集積された個人情報がカードを通じて漏出し、ネット上で共有されるという危惧は現政府の意識と能力からみて極めて現実的なものである。マイナンバーの持つ危険性を認識し、厳格な個人情報の保護、利用目的を限定したうえで、カード取得を強要しないよう引き続き主張する。

## (9) 税制・財政

### ① 社会保障と税財政

この間の我が国の税財政は、「税を十分集めないで国債に依存する→国債を市場で消化できない→日銀に引き受けさせる」ことを続けてきた。その先には、歴史の教訓ではインフレが起こり、政府・日銀の失敗を消費者、預金者、年金受給権者が肩代わりさせられる可能性が大きい。

税は社会保険料と並んで、社会保障を支える基本的財源である。我が国の現在の国税は所得税・法人税・消費税を基幹三税としている。民主党政権時に消費税率を二段階で10%に引き上げて社会保障の機能強化を図る「税と社会保障

の「一体改革」が三党合意された。これにより、社会保障給付を含む国家財政を国債に依存してきた状況を変え、プライマリーバランス（P B = 社会保障や公共事業をはじめ様々な行政サービスを提供するための政策的経費を、税収等で賄えているかどうかを示す指標）の黒字化目標が合意された。いわば「給付先行型社会保障」を給付負担均衡型、給付改善型に近づけつつ「国債発散（債務が雪だるま式に拡大し抑制が利かなくなる事態）」を回避する方向が示された。

しかし自公政権の復活後、政府は三党合意を軽視し、黒田総裁の日銀に大量の国債と株式を購入させ、通貨供給の量的拡大を進めた。この結果、国債も国内株式も最大の保有者が日銀という異常な事態になったが、10年経っても政権が示した「2 %の物価上昇」は実現せず、物価はウクライナ戦争を契機とした資源インフレで上昇した。10年間の政府と黒田日銀の実験は、皮肉にも「2 %の物価上昇目標は日銀の力では達成できない」ことを事実で証明した。その見返りに植田日銀は今後の金融正常化の過程では大きな困難が予想されている。

## ② 消費税と自公政権

安倍政権は第一段階の3 %消費税率改定は三党合意の時期に実施したもの、第二段階の2 %は数次にわたり選挙対策の道具に用いて延期し、2019年10月に至って問題だらけの軽減税率（公平・簡素・中立の三原則すべてに反する上、消費絶対額が大きい高額所得者を優遇する構造）と抱き合せでようやく実施した。その結果、防衛費などの社会保障以外の歳出膨張と相まって累積国債発行額は急増し続けている。これは2018年末の財政審建議さえ指摘したように、「平成期間中の法人税と所得税の減税累積額と、消費税創設以降の累積税収とが相殺」された税制に大きな原因がある。

## ③ 法人税

国境を越えた野蛮な資本主義が求める法人税引き下げ要求に屈して、日本を含む各国が競って引き下げた結果、企業の社会的責任が放棄されつつある。しかも多くの法人が多国籍であること、恒久施設によらないデジタル事業であることなどをを利用して租税を回避してきた。また、実物経済貿易規模の100倍とも言われる国際金融取引は膨大な利益を上げているにもかかわらず、正しく捕捉されず国境課税はされていない。

かねてから私たちは退職者連合と共に法人税の引き下げ競争に終止符を打つべきことを主張してきた。厚い壁と思われたが、かつて法人税引き上げとデジタル課税を阻んでいたO E C Dが、国際連帯による法人税率最低限15%呼びかけに転じ、2021年10月合意・2023年実施となった。これを第一步として健全な社会のためにさらに前進させねばならない。

## ④ 所得税

個人所得税は累進課税の緩和、金融取引所得・金利の分離課税など富裕層優

遇が続けられ、所得額が一定以上になると税負担率が急減するという著しい不公平税制になっている。これらを是正しなければならない。

#### ⑤ 住民税=ふるさと納税

菅総務大臣時代に、批判的意見を述べた総務省幹部職員を更迭して強行創設した「ふるさと納税」は、その後返礼品競争に墮した側面と首長に対する納税拒否の側面を持つなど本来の寄付控除からは大きく変質している。また、返礼品競争が過熱する中で、仲介業の利益は大きく、アマゾンが参入を検討しているほどだといわれる。自治体と納税者を当事者とする本来の寄付控除の趣旨に反して仲介業の稼ぎ場に陥っているふるさと納税は近い将来の廃止をめざしつつ当面地域振興とは無縁な返礼品競争などの歪みを正すこと。

#### ⑥ 國際連帯税

コロナ禍のパンデミックは、対策をとる経済力を欠く途上国で深刻な被害をもたらしている。一方、国際金融取引で桁の違う利益を得る法人や個人がいる。途上国の貧困対策や公衆衛生対策を充実させる原資などとするため金融取引税を中心に国際連帯税の創設を求める。

## 2. 憲法改悪反対、戦争法の廃止をめざし、 平和と人権・環境を守ります

私たちは、平和と人権・環境を守るために、次のように活動します

### (1) 平 和

① 平和主義・主権在民・基本的人権を定めた憲法理念を守り、憲法第9条をはじめとする「憲法改悪」に反対する。議席数を背景にした強引な両院の憲法審査会運営に反対する。

憲法理念に反する安保法制（戦争法）・共謀罪法・特定秘密保護法（2014年施行）・重要経済安保情報保護法（2024年5月10日成立、公布から1年内に施行）廃止を求める。また国民投票法（2021年改定）の抜本見直しを求める。

② 学術研究と教育を国家主義の支配下に置く策動に反対する。その具体化である第一次安倍政権による教育基本法の改悪（2006年）、菅政権による日本学術会議会員選別任命（2021年）に反対し続ける。

③ 核兵器廃絶を求め、2017年7月国連で可決された核兵器禁止条約を日本が速やかに批准することを求める。2024年は、被爆から79年、被爆の実相を後世に伝え、核兵器廃絶運動を継承できるかどうかの重要な年である。

1998年に長崎で始まり、代々受け継がれ国内外に活動の場を広げた高校生平和大使と高校生一万人署名は「継承」のモデルと言える。この取り組みを進めている高校生の運動と連携をはかる。国際的緊張を口実にした日本の核兵器共有化論は戦争被爆国民として許さない。

- ④ 市民生活と環境を破壊している全国の米軍基地・自衛隊基地の撤去・縮小を求める。なかんずく沖縄の普天間基地撤去、辺野古新基地建設工事の中止、南西諸島における自衛隊新基地建設の中止を求める。オスプレイの日本配備・国内飛行に反対する。辺野古新基地工事をめぐる国の「代執行」と地方自治法による国の指示権加筆は憲法に定めた地方自治権の否定であり、改憲への危険な助走として反対する。
- ⑤ 岸田政権が2022年12月唐突に提起して閣議決定を強行した安保三文書（「国家安全保障戦略」「国家防衛戦略」「防衛力整備計画」）改定と、防衛予算倍増計画（GDP比1%→2%：防衛力抜本強化財源確保法）、自衛隊の装備拡大（防衛装備品開発・生産基盤強化法）、武器輸出拡大（防衛装備移転三原則運用指針改定）に反対する。
- ⑥ 世界各地の米軍基地に比べて日本国民の権利が極端に無視されている「日米地位協定」の抜本改定を求める。
- ⑦ いかなる戦争にも反対する。  
ロシアによるウクライナ侵攻、イスラエルによるパレスチナ人虐殺、ミャンマーの軍事政権による少数民族抑圧に反対する。

## （2）基本的人権が尊重される社会

- ① 「心のバリアフリー」を推進し、多様な属性の主体が互いに連携し、支え合う共生社会の実現をめざす。
- ② 家庭・職場・学校・ネット空間等社会のあらゆる場所から、人種・民族・国籍・性・障害・年齢・疾病・職業などへの差別意識に基づく多様なハラスメント、ヘイトスピーチ・ヘイトクライム、差別・中傷をなくす。
- ③ 2024年5月に成立した「離婚後共同親権を定めた改正民法」はDV・虐待を再生産する危険性が高い。個人の尊厳と両性の本質的平等に立って、改定の影響を検証し、必要な再改正をすることを求める。
- ④ 外国籍市民の権利を否定する改悪出入国管理法に反対する。
- ⑤ 我が国を中心的な人権課題の一つである部落差別を再生・拡大しようとする動向を許さない。

## （3）性差別を許さず、ジェンダー平等・多様性の尊重

- ① 憲法が保障する「個人の尊厳と両性の本質的平等」と「男女共同参画社会基本法」の理念を社会のすべての場面で実現する。
- ② 女性の社会的尊厳・人格を確立するため、「選択的夫婦別姓」を速やか

に法制化する。「配偶者暴力防止法」を整備・活用してDVを根絶する。

- ③ 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」を実効あるものにするため、政党に自発的クオータ制の導入、両性交互の国会議員比例代表候補順位を呼びかける。
- ④ 退職者連合が掲げる「ジェンダー平等に関する政策制度要求」と、「退職者会組織運営における責任ある立場の女性比率を30%まで引き上げる目標」を共有して取り組む。その具体化のため、自治退第48回定期総会で決定されたアクションプランを可能な限り実践する。
- ⑤ 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」を実効性のあるものとすべく取り組む
- ⑥ 多様な性のありかたを受け入れる社会  
LGBTQなどの性的少数者の人権が多数者の人権と全く等しく守られる社会をめざす。

#### (4) エネルギー政策と気候災害

- ① 頻発する気候災害は気温上昇を防がない限り深刻化する。これを惹き起こす化石燃料発電と、危険で人類がコントロールできない原子力発電とをやめ、再生可能な自然エネルギーによる電源に転換する。新たな原子力発電所は建設せず、既存の炉は再稼働せず計画的に廃炉することをめざす。  
政府が2022年7月から設置した「GX実行会議」はそのための議論をすべきだったが、10年間のロードマップとして2023年2月にまとめ閣議決定した「GX実現に向けた基本方針」は福島原発事故とその教訓を無視して原発への全面回帰を内容としており、認めがたい。  
また、経産省は3年毎改定の「エネルギー基本計画」2024年版で、敷地内建て替えの名目で事実上の新規原発建設を目論んでいる。  
原発再稼働につながる中間貯蔵施設の建設や、安全性が確認されていない高レベル放射性廃棄物の地層処分に反対する。
- ② 災害・事故・他からの攻撃に対して脆弱な大規模一極集中エネルギー生産システムを見直し、中小規模で地産地消型のネットワークシステムに転換する。消費者たる退職者会員に再生可能エネルギー購入への転換を呼び掛ける。
- ③ エネルギー政策の地方分権を進め、生産活動・消費活動を通じてエネルギー多消費型社会構造・生活構造を改め、省エネルギー・集約型消費に転換する。
- ④ 引き返せない領域に入りつつあると言われる温暖化を防止するため、国際連帯に基づいて速やかに抜本的な気候変動対策を講ずる。
- ⑤ 海洋環境を汚染し、生物生命を危険にさらし、関係する国民・諸外国が

反対する福島原発汚染水の海洋放出に反対する。

(5) 食の安全と安定、持続可能な農業

- ① 食料安全保障を確立するため、国内食料自給率を向上させ、地域農業を活性化させる。
- ② 種子法が2018年に廃止され種苗法が2020年に改定されたが、引き続き地域特性を踏まえた国内の研究開発が継続されること、生産者の自家増殖が大きな負担なしで維持されるよう取り組む。
- ③ 一部の海外農業企業が行っている「遺伝子組み換えで作った特許種子と、その作物に特化適合する農薬をセット販売にし、一旦購入した農家は将来にわたってその会社から購入した種子・作物しか栽培できなくなる」商法に反対する。

(6) 取り組み

これらの課題について、現職労働組合・市民運動組織と連携して取り組む。中央では「フォーラム平和・人権・環境」、地域では平和運動団体との間で連携を進める。また、これまで運動を共有してきた「戦争をさせない1000人委員会」、「さようなら原発1000万人市民アクション」、「伊達判決を生かす会」などとの連携を強める。

### 説明資料 憲法・平和・人権・環境の経過と情勢

(1) 改憲

日米政府は、講和条約締結以来一貫して「日米地位協定」と「日米防衛協力のための指針（ガイドライン）」を憲法より上位に置いて諸事を律してきた。安倍政権はさらに閣議による解釈変更という立憲主義を否定する手法をとったうえで2020年9月一連の戦争法（安保法制）を強行可決した。

その後自民党は改憲重点4項目（第9条で自衛隊、第73条・第64条で緊急事態条項、第47条・第92条で参議院合区解消、第26条・第89条で教育改革）を掲げ明文改憲を目指している。

岸田氏は憲法改正や安全保障などについてはこれまでの政策を継承する立場をとっており、基本的には「安倍・菅政権」の継承政権といえる。むしろ安倍・菅氏らでさえ着手しなかった原発政策の転換、軍事予算の増額方針をためらわず強行しつつある。

憲法改正に前向きな政党・議員と与党の議席数を合わせると、憲法改正発議に必要な310議席を大きく超えており、これらを背景に両院の憲法審査会は改憲を推進する立場で、急ピッチの会合を積み重ねている。このまま進行すれば、改憲

が現実的な政治日程にのぼる事態を迎える。改憲手続きを定めた国民投票法は2007年に施行、14年及び21年に改定された現行法も、広告規制、ネット規制、最低投票率などの定めを欠いた欠陥法であり、このような法制の下で改憲に対処することは認められない。私たちは世界に誇るべき平和憲法を守り、立憲主義と国民の権利を否定する改憲に反対して「平和フォーラム」、関係団体や協力議員と連携して取り組みを強化する。

## (2) 反動諸立法

思想・信条・表現の自由を定める憲法を否定する「特定秘密保護法」、国連人権理事会が表現の自由を不当に制約する惧れがあると指摘する「共謀罪法」は司法取引・野放しの盗聴と相まって、日本を監視と密告、恣意的な警察の捜査と刑罰の社会へと変質させる危険性を持っている。また、大戦への反省を込めて制定された「教育基本法」を改悪したことが教育の統制・反動的教科書選定をもたらしつつある。「日の丸」「君が代」強制の条例化等は次世代教育をゆがめている。また、2024年5月に成立した重要経済安保情報保護法は、公務員を中心とする規制だった特定秘密保護法を民間まで拡大し、しかもその発動要件は政権の恣意に委ねられている。

## (3) 急増する軍事費

自公政権下で、FMS調達（対外有償軍事援助）による武器の「爆買い」などにより「防衛費」が大きく膨らんでいる。

加えて政権はロシアのウクライナ侵攻批判に便乗して防衛費をGDPの1%以内にとどめるという過去の閣議決定を破棄して、5年後をめどに2%にまで増額する方向を打ち出した。我が国の借金（国債）は既にGDPの2倍以上になっており、軍事費倍増の財源は無い。政権が購入する武器の多くは集団的自衛権行使による敵地攻撃に対応しており、専守防衛の自衛隊の位置づけの下では不要なものである。自衛艦・潜水艦の増も、まして空母の建艦など必要がない。

社会保障と平和は表裏一体であり、軍事費と社会保障費は相容れない対極にある。「防衛費」の増加と敵基地攻撃能力の保有に反対する。

## (4) 国家主義と米追随・日米地位協定

安倍元首相や多くの自民党議員、幹部自衛官が、先の大戦を“自存自衛の戦争”と正当化している靖国神社に大挙して参拝するなど戦前型の偏狭な国家主義を振りかざしている。他方で同じ人物がアメリカ政府の求めには卑屈に追随するという国家主義に背反した行動をとってきた。高額なアメリカ兵器を大量に購入して米政権に媚び、防衛予算を肥大させる構造を断ち切らねばならない。岸田政権は防衛費を5年で倍増させ、GDPの2%まで引き上げようとしている。また、日米の指揮命令を一元化して自衛隊を米軍の下働き部隊に位置づけ、日本から外国に殺傷兵器の輸出を可能にするなど、過去の自民党政権が作った防衛政策の限界

を大きく転換した。アメリカのために日本の費用を使うこれらの転換を愛でた米政権から岸田氏は「国賓」招待を受けた。

オスプレイは試作段階から事故が多発し、極めて危険なものであるにもかかわらず、事故原因解明・再発防止策を欠いたまま、日米一体で配備・超低空飛行を拡大して市民を危険にさらしている。沖縄の普天間飛行場では、沖縄県や宜野湾市等の排出中止要求を無視して発がん性のある有害な有機フッ素化合物（PFOA・PFOS）を含む汚染水を大量廃棄している。

また、岩国基地をはじめ、国内の米軍基地からの訓練飛行で住民に騒音被害や事故の不安が高まっている。

昨年12月に在沖縄米軍の空軍兵が、今年6月にも海兵隊員が性的暴行事件を起こし起訴されていたが、外務省は防衛省にも沖縄県にも伝えていなかった。

在日米軍とその下働きを務める自衛隊に、これ以上市民生活を侵害させないため、米軍機・船舶と米軍人の特権を規定する日米地位協定を速やかに抜本改定する必要がある。

#### (5) 日米軍事一体化の「南西シフト」

台湾有事を口実に沖縄本島と、与那国島、宮古島、石垣島、奄美大島にミサイル部隊を配備し、馬毛島でも日米の軍事基地化が進む。この「南西シフト」に導入される12式地対艦誘導弾ミサイルは1,000キロ以上の長射程であり、敵基地攻撃の拠点に位置付けられる。相手国の標的でもある。

安保関連3文書は、有事の際に自衛隊が全国の14空港、24港湾で利用を可能にする。また、沖縄本島を除く先島諸島の住民12万人を九州各県と山口県に避難させる計画は、航空機や船舶を使って1日約2万人を6日間で移送する。入院患者はどうなるのか。1944年に児童や教員らを乗せた「対馬丸」が米軍の魚雷攻撃で沈没、1,400人以上が命を落とした惨劇がダブル。机上の空論に過ぎない。

昨年3月以降、離島の奪還を想定した日米共同訓練「アイアン・フィスト」を徳之島、沖永良部島、喜界島、種子島で頻繁に行っている。今年7月から8月には離島防衛を想定した国内最大規模の「レゾリュート・ドラゴン」が陸自の西部方面隊など約5,700人、在米沖縄海兵隊など約3,200人が参加して実行された。

#### (6) 辺野古新基地建設反対

辺野古新基地建設は、1966年の米軍のマスタープランで計画されていたが、当時の米国の財政事情等で見送ったといわれる。施政権返還後は基地の建設・維持経費が日本政府負担となったため、米軍は老朽化した普天間に代えて辺野古に新基地を建設することを要求してきた。日米政府は卑劣にも1995年の少女暴行事件で沸き起こった県民の怒りを逆手に取ってこの計画を復活・推進しようとしている。

沖縄県民は、辺野古に新基地を建設する「日米合意」後も粘り強い闘いで着工

を阻んできたが、自公政権は強引に埋立工事に着手し、あろうことか沖縄戦の犠牲者の遺骨が眠ったままの土地を掘り起こして海を埋めようとしている。

また、沖縄県と国が争った「埋立承認撤回の取り消し訴訟」及び「サンゴ移植許可取り消し訴訟」について、最高裁は行政の違法行為を監視すべき立場を放棄して、国の行政不服審査法による執行停止制度の乱用、地方自治法を逸脱した国の関与などの違法行為を追認する判決を出すなど、政権の手先と化している。

しかし、沖縄県民は県民投票・諸選挙で強い反対の意思表示を繰り返し、行動を継続している。また、辺野古の海面下90メートルには対処不可能と言われる軟弱地盤があり、工事は政権の思惑通りには進んでいない。

私たちは辺野古新基地をはじめ、全国の米軍・自衛隊基地による市民生活・環境破壊を許さず、決してあきらめることなく沖縄県民と連帯して阻止運動を続ける。

#### (7) 平和

2022年2月24日にロシア軍が隣国ウクライナに侵攻して各地で悲惨な市民被害が生じている。ミャンマーでは国軍によるクーデターのあと、国内民主派や少数民族が苛烈な弾圧を受けていると伝えられる。また、中国ではウイグル族に対する非人道的な取り扱いが報じられている。また、2023年10月のハマスによるイスラエルへの奇襲攻撃に端を発し、それに対するイスラエルの激しい対パレスチナ報復軍事行動は非戦闘員の市民、特に多くの子どもの命を奪っている。

これら強権国家による民族弾圧や武力侵攻を止めさせるために広範な人々とともに人道支援を行い、声を上げ続ける。

#### (8) ジェンダー平等、多様性の尊重

日本におけるジェンダー平等、多様性の尊重を実現する運動は戦前の先駆者以来粘り強く続けられてきた。その間高揚期と停滞期を繰り返しながら少しづつ理解は深まり、力は増してきた。しかし、性・年齢を問わずジェンダー差別の固定化を主張する政治家や、言葉に出さないが意識の深い部分で差別が構造化されている市民は私たちを含めて少なくない。責任ある地位についている女性の比率など、平等参画の国際比較では日本は極めて遅れたところにとどまっており、飛躍的前進を図ることが求められている。

また、厳しい差別にさらされている性的少数者（LGBTQ等）の権利が守られなければならない。

SNSを活用した運動は当事者の主張・それへの連帯による新しい展開を生み出しつつあるし、森喜朗氏をはじめ著名人の差別発言を見過ごさない行動も増えつつある。提起された課題の一つ一つを、私たちの理解を深め運動化する機会にしたい。

退職者連合が踏み出したジェンダー平等・多様性尊重の政策制度要求運動は、

法律・政策・制度、社会意識の変革など広範な課題に及んでいる。また、これと合わせて自らの立脚基盤である退職者会運動における女性会員増・役員比率の向上を提起している。私たちは退職者連合と連帶して運動前進を図る。

#### (9) ヘイトスピーチ・組織化されたハラスメント

世界各国で既成政党への失望から、「単純で力強い」言説や、国家主義・排外主義への支持が増えつつある。また、国会・自治体議会で、保守系政治家を中心に入権を傷つける暴言・野次が相次いでおり、これらの言動がヘイトスピーチをあおっている。あおる本人の資質がいかに貧しくとも、公人の発言は関係者を深く傷つけ、国内外を汚染することを軽視してはならない。

また、企業や教育の場を含めて多様なハラスメントが横行している。新たに採択されたILOの「ハラスメント防止条約」に適合するよう日本の国内法を整備して批准するとともに、人権尊重の根本理念・法制度を再確立せねばならない。

日本における一連の反動化は散発的に自然発生しているのではなく宗教団体・自称ジャーナリスト・保守政治家らで作る「日本会議」を軸に、反動的教科書採択運動とあいまって組織的に展開されつつあることに留意・反撃する必要がある。

大きな混乱が起きている時は排外主義者・差別主義者が行動を起こす機会でもある。DV、児童虐待、外国人や性的少数者に対するヘイトスピーチ・ヘイトクライムなどが急増している。私たちは気を引き締めて人権を尊重し合う社会をめざす。

#### (10) 人 権

① 生命・身体の安全に関わることや不当な差別などの人権侵害が後を絶たない。とくに、いじめや児童虐待、インターネット上の誹謗中傷、個人の名誉やプライバシーの侵害、偏見や差別を助長する情報の発信、企業等における過労死や各種ハラスメント、不当な差別などの問題が発生している。また、SNS閲覧数を金儲けの機会に位置づけて、犯罪でしかない刺激動画をアップする個人や組織が急増していることにも留意せねばならない。

川崎市の出版社＝示現舎が「表現の自由・学問の自由」を標榜して部落地名総鑑の復刻版出版を企て、その出版禁止・ネット掲載禁止の仮処分を求める裁判が行われた。一審の東京地裁は“復刻版の出版・ネット掲載は人格権に対する侵害行為である”として仮処分及び賠償を認める判決をしたが、係争は続いている。確信犯的な示現舎の行動は部落差別の陰湿さと執拗さを象徴している。

新型コロナウイルス感染者や医療従事者、ハンセン病患者や元患者、その家族に対する偏見や差別、外国人や障害のある人に対する偏見や差別の問題とあわせて、社会全体で基本的人権を守る運動が求められている。

② 刑法の性犯罪規定の改正が2023年7月に施行された。2019年に4件の性犯罪事件が無罪判決となつたことを契機に多くの性暴力被害者と支援者が始めた法

改正要求運動が拡がり「同意なき性交は犯罪」という日本では画期的な内容が実現したもの。また、今次改正に盛り込まれなかつたいくつかの課題は5年以内に見直すという附則が定められた。法の適切な実施と、次期見直しにより被害者が守られる改正を実現するため努力する。

③ また、いわゆる引きこもり問題など、社会から取り残される人を作り出さないための社会的支援体制が求められている。変わりゆく社会・経済の中で、平和・人権・環境を守り、社会保障の機能強化のため全ての社会構成員が知恵と力を出し合うべき時だ。

#### (11) エネルギー政策と気候災害

世界各地で頻発する深刻な暴風雨、干ばつ・山火事は化石燃料の燃焼で大気中に放出されたCO<sub>2</sub>により気温が上昇した気候災害である。また、北極圏では永久凍土が溶けて、閉じ込められていたメタンガスが大気中に放たれつつあり、引き返せない段階に達したとまで言われる。一刻も早く化石燃料への依存を止めねばならない。

国のエネルギー政策は、無制限な需要に応える広域・集権的な供給構造を前提としている。これを転換し、地域自治によるエネルギー政策決定、適正な供給量に対応する需要コントロール、多様で分散型の供給システムとすべきである。あわせて再生可能な自然エネルギーの開発普及により、直ちに温室効果ガスの削減に着手すべきである。このために、国・企業・個人がそれぞれの持ち場で取り組む必要がある。

2016年4月から小口契約者も自由に購入電力を選択することが可能になり、それまで地域独占大手電力会社によって強制的に購入させられてきた電力を、市民が市場経済を通じて拒否できる力を持った。地域独占大手電力会社から再生可能エネルギー事業者への契約変更者はまだ必ずしも多くない。送配電を支配している大手電力による再生可能エネルギーへの妨害を無くし、電源構成（何によって作られた電力か）公表の義務化などを実現して買う電力を選ぶ運動を進めたい。

また、「責任投資原則（PRI）」（投資の際に、環境保護や社会的責任を果たす企業行動に着目して投資先決定の優先条件にする）は再生エネルギー重視の有効な手立ての一つとなる。GPIFの責任投資原則への署名も活用して各領域で推進が期待される。

#### (12) 原発

福島第一原発事故から11年が経過したが、いまだに土壤の除染や汚染水の処理、廃炉など課題が山積している。事故の収束に目途が立たない中、政府は原子力を「重要なベースロード電源」と位置づけ、原発再稼働・新增設方針に舵を切った。また、2047年までに高速増殖炉「もんじゅ」の廃炉を決定したものの、現在国内の原発の11基を再稼働（経済団体は30基程度の稼働を主張）させている。

2021年4月13日、政府は福島第一原発から排出されている放射性物質を含む100万トン以上の「処理済み汚染水」を福島県沖の太平洋に放出する計画を承認し、原子力規制委員会も2022年5月これを大筋で認めた。これらの結果岸田内閣によって2023年8月以降、今後数十年続くといわれる海洋放出が強行開始されている。

事業者は放出時の汚染濃度は国が示す基準を満たしていると説明するが、放出直前に海水を混ぜて薄めるだけで放射性物質の投棄総量は全く変わらず、安心・安全性の説明になっていない。しかも東京電力の調査によると、汚染水を処理する設備「ALPS」に取り付けられているフィルター25カ所のうち24カ所の破損が判明した。政府が「人体に影響がない」と処理水の安全性をいくら主張しても説得力はない。汚染水海洋投棄、休止中原発再稼働・原発新規建設に反対する。

熊本地震は川内、玄海、伊方のほか全ての原発にも重大な危険性があること、そこで事故が起きれば偏西風という日本の気象条件下では福島原発以上に広範な国土が放射性物質に汚染されることを改めて示した。また、2024年1月1日の能登半島地震では、運転停止中ではあったが志賀原発で薄氷を踏むような事態が生じたと報告されている。仮に事故が発生していたら、復旧作業の現状が示す通り「避難計画」は全くの絵空事であることが明白になった。原発では地震や津波・火山噴火などの自然災害のほか、テロも事故原因となりうる。また、施設の老朽化や整備不良等による小規模事故は多発しており、いつ大きな事故が発生してもおかしくない状況である。しかし、岸田政権は、原発依存政策を変えようとせず多くの反対意見を押し切って、安倍・菅政権ですら踏み出さなかった、原発の新增設、稼働期間の延長に途を開く「GX（グリーントランسفォーメーション）脱炭素電源法案」（＜脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案＞①原子力基本法、②電気事業法、③原子炉等規制法（炉規法）、④使用済み燃料再処理法、⑤再生可能エネルギー特別措置法、の一括改定）を211国会に提出、維新・国民民主党も賛成し可決した。

国は高レベル放射性廃棄物の最終処分を目指す文献調査の有望地点拡大に向けて全国行脚を始めた。安全性が確認できない地層処分に反対する運動が急がれる。

山口県上関町は原発誘致計画が頓挫したあと、使用済核燃料中間貯蔵施設に手を挙げている。

「高レベル放射性廃棄物」、いわゆる「核のごみ」の最終処分地選定に係る最初のプロセスである「文献調査」の受入是非を巡り、長崎県対馬市では2023年、住民を二分する議論が起きた。

人口減少や地域経済の疲弊を背景に、建設業界4団体から受入を求める請願が市議会に提出された一方で、風評被害を懸念する漁協や市民団体など6団体が反対の請願を提出した。これを受けた対馬市議会は特別委員会を設置。賛否双方の

請願者及び専門家を招いた意見聴取を実施したうえで、同委員会において推進側の請願のみ採択した。

続く9月定例会本会議においても、賛成10、反対8の賛成多数にて調査推進を求める請願を採択したが、これに対し対馬市長は、同定例会最終日に調査を受け入れない意志を表明し、議会の議決を退けた形となった。

文献調査受入に伴い交付される20億円の交付金。これを「過疎が進む対馬の活性化の起爆剤にしたい」という推進派の思惑に対し、市長は「対馬の主力産業である水産業や観光業の売上は交付金20億円では代えられない」と発言。併せて「交付金ではなく、その地域が持つ自然や文化を活かした産業を大事にしたい」という意思を示した。

「都市の問題を財政規模の脆弱な地方が肩代わりする」というエネルギー政策ではなく、地方がそれぞれの地域の特性を活かして、自立して産業を発展させることができるように、エネルギー政策そのものの在り方を見直すべきである。

廃棄物の処理は技術的にもコストからも極めて困難ということが世界の常識になりつつある中で、原発回帰を進めるのは核兵器を持つための基盤技術として位置付けているとしか思えない。

連合は福島原発事故後、慎重な検討のうえ原子力エネルギーに依存しない社会をめざす方針を決定した。私たちはこれを共有したうえで一步を進め、一旦衆議院の解散によって廃案になった「原発ゼロ基本法」の精神を受け継ぐ立法運動の再構築を含めて、今まで以上に取り組みを強める。

### (13) 食の安全

日本の食料自給率はカロリーベースで38%（2019年）で、2030年の法定目標とされている45%には遠く及ばない。災害・戦争・経済制裁などわずかなきっかけで輸入が止まれば、直ちに日本国民は飢える。地域農業の活性化で自給率を向上させることは市民の生存保障に不可欠である。

自治体・国は農業従事者と協力して地域農業を活性化させなければならない。

## 3. 民主的政府・市民が主人公の社会づくりをめざします

- (1) 菅政権は、13ヶ月足らずで政権を投げ出し2021年10月4日に岸田政権が発足しました。岸田政権は就任10日後に衆議院を解散、10月31日投開票の第49回総選挙の結果、自民党単独で絶対安定多数である261議席を獲得、自民・公明・維新の合計は334議席で改憲発議に必要な三分の二を大きく超える結果となりました。これを受け11月10日に第二次岸田内閣が発足しました。

これに続く2022年7月の参議院議員選挙でも改憲勢力が議席をふやし、事態は一層危険になりました。与党・維新は議席数を背景に両院の憲法審査会で改憲に向けた作業を活発化させており、護憲のためにはより一層決意を固めた取り組みが必要な状況となっています。

しかし、その後に顕在化した自民党各派閥によるパーティ一券による裏金づくりは、自民党の体質そのものを表わすものとして市民の怒りを招き、2024年4月の衆議院の3補欠選ではすべて立憲民主党が当選しました。いわば敵失による結果ですが、これを足がかりに野党が協力して政権交代を担える力を作り出すことが期待されます。

- (2) 第213国会で「国の補助的指示権」新設を盛り込んだ地方自治法改定が強行されました。この改定は憲法が定める地方自治の本旨に反しているうえ、指示の要件は曖昧で国の不当な介入を招くおそれがあります。

この規定の廃止と、廃止までの間指示権行使をしないことを求めて、取り組みます。

- (3) 社会を覆う閉塞感は、ネット社会化とあいまってファシズムを呼び込む社会心理を生み出す危険性を持っています。市民が社会の仕組みを全体として理解する努力を払い、論議による合意形成を図ることで民主主義は成就します。市民が主人公として国会・政府任せにしない行動をとることによって健全な社会づくりが可能になります。私たちはあきらめることなく地域から粘り強く取り組みます。

- (4) 自治退は、自治労、自治労協力国会議員団との連携を軸に、立憲民主党・社民党などとの協力を強めます。この立場から、第27回参議院選挙では比例区の岸まきこさんを推薦するとともに、各地域の自治労が推薦する候補を推薦して現退一致で取り組みます。

#### **説明資料 民主的政府・市民が主人公の社会づくりの経過と情勢**

岸田政権は安倍晋三元首相が死去した6日後の7月14日、国民に一言も問うことなく、安倍氏の国葬を閣議決定し発表した。「憲政史上最長の8年8か月にわたり重責を担ったこと」「震災復興、日本経済の再生や日米関係を基軸とした外交など大きな実績をあげたこと」などをその理由に挙げた。所要経費は警備費を除けば約2億5,000万円の支出と説明され、その後警備費を含めて16.6億円と追加説明されたが、最終的な経費は不明。

それに対し、「法的な根拠がない」「納得できる説明がない」など広範な批判が集まり、直前の世論調査でも「評価しない」「反対」が「評価する」「賛成」を大きく

上回ったが、9月27日強行され、日本の民主主義に汚点を残した。

安倍氏は在任中、集団的自衛権を容認する安保法制や共謀罪法等を強行採決してきた。また、森友・加計学園問題、桜を見る会など政治の私物化や行政文書改竄問題について、多くの事実を隠蔽し、国会で虚偽答弁を重ねてきた。国葬実施はこれらを隠蔽して安倍氏を礼賛するとともに、安倍政治への批判意見に対する圧力になる。正当な批判・自由な言論の保障は、民主主義の根幹である。不慮の死を遂げたとしても「失政」がチャラになるわけではない。

事件を機に明るみに出た旧統一教会との関わりについては、安倍氏がこれまでやつてきたこと、政権や自民党と統一教会との関係検証が欠かせない。統一協会（世界平和統一家庭連合）は靈感商法や寄付の強要、集団結婚式などで甚大な被害を出している反社会的カルト集団であるとともに、自民党が用いる言葉の意味で「反日」の組織であることはよく知られている。この集団と自民党が安倍氏を軸に深く広く結びついてきた事実が次々と明るみに出ている。関係した議員の多くは、旧統一教会を「反社会的団体とは知らなかった」「選挙で勝つため、詳しく知らずに協力してもらった」と釈明している。

今の自民党は、死去した細田博之前衆議院議長をはじめ、統一協会と関係する議員なしには国会、内閣、党を構成できない。このような自民党には政権を担う資格はない。

#### 4. 住み続けられるまちづくりのため、交通政策を推進します

- (1) 交通政策基本法の趣旨を踏まえ、高齢者や障害者、運転免許証返納者など交通制約者の生活維持のため、鉄道を含む地域公共交通・移動手段の体系的整備を求めます。また、急拡大する運賃のキャッシュレス決済について、高齢者が迷わず利用しやすい方式を整備するよう求めます。
- (2) 地域の活性化や住み続けられるまちづくりのため、自治体の総合計画や都市計画に、住民ニーズを反映した交通政策との連携を求める。私たちの提起を受け止めて退職者連合が展開する政府・自治体に対する要求運動について、自治退として積極的役割を果たします。  
ライドシェアについて、自治体に地域の実情にあった交通手段を確保する見地で対処することを求める。
- (3) 交通政策基本計画の実効性確保のための取り組みを進めます。とくに交通専任者の基礎自治体への配置や育成地域公共交通会議（法定協議会）などを設置し、地域公共交通の充実を求める。

(4) 交通手段の多様化に対応する道路構造の計画的改善整備を求める。

**説明資料 地域公共交通の現状と役割**

(1) 人口減少による少子高齢化、高齢者の運転免許証自主返納に伴う移動の確保方策、障害者の社会進出、ノーマライゼーション（平等に生活する社会の実現）の理念の浸透などから、地域公共交通が担う役割はより大きくなっている。

一方で、高齢化が地域公共交通の担い手にも深刻な影響を及ぼしており、女性を含む若年層の人員確保が喫緊の課題となっている。

こうした背景から、2020年には持続可能な地域公共交通の形成に向けて推進することを目的として交通に関する関係法律が改正されたが、2023年には、利便性・持続可能性・生産性の高い地域公共交通ネットワークへの「リ・デザイン」（再構築）に向けさらに一部が改正された。

(2) 交通政策の根幹である「交通政策基本法」の改正は、交通に対する需要の多様化に対応しつつ地域社会の維持・発展をはかるため、輸送サービスを推進することや交通事業の人材確保とそれに必要な労働条件の改善等が盛り込まれた。また、「活性化再生法」の改正により、原則として全ての地方公共団体において地域公共交通計画を策定した上で、交通事業者をはじめとする地域の関係者と協議しながら公共交通の改善や移動手段の確保に取り組むための仕組みの拡充が進められている。その一環として公共交通専任担当者の育成・配置を求める。

(3) 地域によって抱える課題は多種多様であり、地域ごとに公共交通の「必要性」や「あり方」は異なる。

持続可能な地域公共交通ネットワークを形成するためには、連担する複数の自治体など生活圏・経済圏で一体的に取り組み、街づくりとの連携、広域的な連携推進へと繋げることが必要である。

(4) 自治体は「生活支援」を根本において地域公共交通に関わっている。地域住民にとって交通機関は、買い物・通院・通勤・通学を始めとした地域内の移動手段であるとともに、交通制約者にとってはまさに移動のための必要不可欠な装置である。また、都市部と連接する交通ネットワークを構築することで、その街の賑わいづくりにも寄与する。医療、商業・教育施設等の生活に必要な施設は点在化し、高齢化の進行に伴い交通制約者は増大している。

このような地域社会の状況のもと、移動をささえる地域公共交通に対する自治体の役割は、一層重要なものとなっている。

(5) 災害が頻発・激甚化する中、「国土強靭化基本法」が改正された。災害発生時の交通機能の維持と代替性の確保、地域活力の向上が加えられ、交通政策基本法

との連携をはかりながら施策を推進していくことが重要であるとしている。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により輸送需要が減少した事業者において、雇用の維持が可能となるよう引き続き必要な施策を講じるとされた。

- (6) 高齢化の進行により、高齢者の自立、社会参加が重要な課題となっている。地域公共交通を衰退させれば、心身の機能が低下した高齢者の移動を制約し、外出機会を減少させる。高齢者の自立を支援し、社会参加を促進するためには、地域公共交通の再生が不可欠である。また、外出機会の増加は、高齢者の健康増進につながるなど多様な観点からの取り組みが必要である。

運転免許証返納を決断する高齢者が増えつつあるが、地域によっては代わる移動手段がないためやむなく運転を継続する例も多数存在する。第一義的に地域公共交通でカバーすべきだが、地域事情によっては他の方策を含めて移動を保障する施策が求められる。

- (7) 新型コロナウイルス感染症によって、在宅勤務・テレワークの導入促進、サテライトオフィスの普及・大学におけるオンライン講義の実施など、いわゆる新たな生活様式が広がり、交通乗客が大幅に減少し各交通事業者は不採算化している。そのため、鉄道事業では新たな運賃の検討や鉄道駅バリアフリー料金制度を活用する動きが加速している。

各地の自治体は、交通事業者支援に乗り出すなど一定の理解は示しているものの、財源面の限界があり、臨時交付金メニューのさらなる展開、事業者の情報公開、自治体議会での議論など、各地での工夫が必要となっている。

## 5. 組織の拡充を図り、関係組織との連携を強めます

- (1) 自治退は連合の「1千万連合構想」、退職者連合の「長期100万、中期85万アクションプラン」を念頭に、現職労働組合との協力のもと「30万人自治退建設」を努力目標に設定し、組織拡大・強化に努めます。自治退会員数は残念ながら減少が続く現状にあります。いままでも努力してきましたが、自治労本部・各県本部・単組と連携を密にしながら取り組みを強化し、新会員獲得・新退職者会結成と自治退加盟により各級組織で組織の強化・拡大をめざします。
- (2) 特に2023年度から経過措置期間中は定年退職者が隔年で生じることから、年度によって加入拡大に向けての取り組みに濃淡が生じることも想定されます。今まで以上に現職執行部との連携を強化し、定年・それ以外を問わずすべての退職者に入会してもらえるように努めます。

- (3) 退職者会の運動は自治労運動そのものです。「現・退一致」の運動は自治労の支援・協力なしには実現しません。そのためには、日常的に現職との連携を強化し、理解と協力を得て取り組みを強めます。
- (4) 自治退の組織と活動における男女共同参画を進めるため、行動プログラムを作つて取り組みます。ジェンダー平等の視点から、県本部・単会における女性部の創設に向けて検討します。
- (5) 公共民間労組等の退職者会結成に取り組みます。
- 当面、国保連合会、市町村共済組合、公営競技評議会、放課後児童クラブ（指導員労組）、会計年度任用職員等を重点にして退職者会の結成・自治退加入を呼びかけます。また、単独で退職者会を組織できない場合、自治退都道府県本部または地域ブロックで結成された個人加入単会等への加入をすすめます。
- (6) 自治労本部に対して、自治労本部・自治退本部共催で「退職者会組織化セミナー（仮称）」を開催するよう要請します。
- \* 参加対象：自治労都道府県本部書記長、組織担当役員
- \* 内容：現退一致の運動の重要性、自治退活動、退職者会組織のノウハウ
- (7) 自治労都道府県本部運動方針に、退職者会との連携強化と、未組織単組の組織化を、具体的方針として位置づけるよう要請します。
- (8) 単会の新規結成に向けて、重点組織を選定し、現職自治労の支援を受けながら、地域学習会や総会に自治労役員をオブザーバーとして招待し気運作りに努めます。
- (9) そのための財政については、自治労本部・各都道府県本部現職の理解と援助・協力を受けながら、退職者会としても努力します。
- (10) 「組織実態調査」における各県本部の実態は格差が大きく、退職者会の活性化や継続性のために、「事務局体制・役員会の開催・ニュースの定期発行」など、各県本部は組織、財政、活動等の分野における到達すべき目標を定め、その達成に向けて努力します。
- (11) 自治労・自治労共済との連携関係を強め、現退一致の運動を進めます。
- (12) 日本都市交通労働組合退職者協議会（都市交退協）と自治退の組織統合の意義を大切にして、各級組織で都市交退協との円滑な連携を強化し、統合力が高まるよう取り組みます。
- (13) 地域・全国それぞれに地公退・退職者連合と連携し、共闘の力が発揮できるよう取り組みます。この一環として可能な地域から退職者連合の地域協議会運動に参画します。また、単会・会員が市民自治活動・地域社会のまちづくり・まちおこし・地域福祉に積極的役割を果たすよう取り組みます。
- (14) 会員が培ってきた経験を生かして、自治労のコミュニティづくり運動・自

治研活動と連携することをめざします。

- (15) 市民と行政の協働の場となる地域の市民自治組織づくりに、行政経験やさまざまな経験を持つ会員が役割を果たすことをめざします。当面それが可能な地域や自治会・町内会等で活動する会員の経験交流などに取り組みます。
- (16) 会員福祉の向上および増進を図るため、文化・スポーツ・健康増進・趣味づくりなどの活動に、積極的に取り組みます。

## 6. 福利厚生活動を強めます

- (1) 会員の福利厚生とともに組織の財政基盤確立にも寄与する「安心総合共済」と、「マイカー共済・住まいの共済・退職者団体生命共済」を軸とする「自治労共済」の事業を推進します。  
減少が続けてきた安心総合共済の加入者は一万人を割り込みました。新たに取り扱いを始めた医療特約も周知・活用しながら加入拡大に全力で取り組みます。
- (2) これを実現するため<別記1>自治退福利厚生事業の推進に基づき運動を進めます。
- (3) 年金受取口座の設定など、会員による労金の活用を進めます。
- (4) 組織の体力・方針に応じて、相続土地問題・税務問題など会員からの諸相談に対応する活動をすすめます。また、対応可能なところから労働者福祉協議会（労福協）の地域・地区組織と連携して、職域を超えた地域連携活動により会員の居場所づくり、交流を深める活動に取り組みます。可能な組織では地域の孤立・孤独対策への参画を検討します。

## 7. 具体的な取り組み

- (1) 社会保障・税制などの課題について、自治労・連合・地公退・退職者連合が実施する署名・ハガキ運動、対政府行動・国会要請行動などに積極的に参加します。また、退職者連合が取り組んでいる、政策制度要求・自治体要請行動を積極的に担い各地域で運動を展開します。

- (2) 自治退は社会保障制度・税制・平和問題などの運動推進に当たって、自治労との連携を密にします。現職労働組合から参加の呼びかけがある運動には、積極的に協力します。また、自治労組織内国會議員の皆さんには自治退顧問就任を要請・委嘱します。
- (3) 地公退を通じて参画している「フォーラム平和・人権・環境」をはじめ、目的を共にする団体と連携して自治退として可能な範囲で取り組みます。
- (4) 9月の地公退高齢者集会、全国高齢者集会に積極的に参加します。
- (5) 2025年の地域学習会の具体的計画は今後の諸動向を見極めながら協議します。

以 上